

審 査 基 準

平成21年3月10日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日
申 請 先：警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備 考：